

がん患者のアピアランスケア支援事業

市では、がん患者の方の社会参加を応援し、療養生活の質がより良いものになるよう、ウィッグや補整下着等の購入費用の半額を助成します。



対象者 申請時に、以下の全てに該当する方が対象となります

- 京丹後市に住民票がある方
- がんと診断され、その治療を受けた方または治療中の方
- がん治療による脱毛や乳房の切除により、補整具を購入した方
- 過去に本市又は他の自治体を実施する補整具購入に係る同様の助成を受けていない方（過去に購入し助成を受けていても、下記の表の区分が異なる場合は申請できます）

区 分	対象補整具	助成率	助成 上限額
ウィッグ等	ウィッグ (毛付き帽子、装着のためのネットを含む)	購入費用の 50% ※1円未満切捨て	30,000円
乳房補整具 ※①か②の いずれか	① 補整下着 (下着とともに使用するパッドを含む)		10,000円
	② 人工乳房 (直接肌に張り付けて使用するものが対象。 両側性乳がんを除き、1人1台に限る。)		30,000円

※ 助成対象となるのは、令和8年4月1日以降に購入したものです。

購入から1年以内に申請してください。

※ 区分ごとに1回を限度に助成します。

申請に必要な書類

- 申請書（様式第1号）
- 本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカードなど）
- がん治療を受けた、又は現に受けていること、及びがん治療に伴う脱毛、外科的治療等による乳房切除が確認できる書類（がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書など）の写し
※1 乳房補整具の場合のみ
- 補整具の購入に係る領収書及びその明細書（宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの）

Q & A

分類	質問	回答
制度	この制度は何回でも利用できますか。	対象者1人につき、ウィッグ等と乳房補整具それぞれ一生涯に1回限りです。以前（他の自治体含む）、同じ区分で利用された方は、対象外です。また、以前とは異なるがんの罹患や再発であっても対象外です。
	転入前、ウィッグを購入し、同様の制度を利用しました。新たにウィッグを購入したのですが、対象になりますか。	転入前に購入したもので、前住所地で補助を受けていなければ、対象になります。ただし、購入から1年以内に申請してください。
対象者	年齢などの制限はありますか。	年齢・性別・所得の制限はありません。
	抗がん剤治療をこれから受ける予定です。治療開始前にウィッグを購入し、申請することはできますか。	申請可能です。脱毛の副作用が想定される抗がん剤治療を受ける予定であることがわかる書類の写しを提出してください。
対象物品	購入数量に制限はありますか。	人工乳房は1人1台です。ウィッグ・補整下着は数量の制限はありません。ただし、補整具ごとに1度しか補助されませんので、1回にまとめて合計額で申請してください。いずれの補整具についても購入から1年以内の申請であることが必要です。
	ウィッグの付属品は対象になりますか。	ウィッグ本体、毛付き帽子、頭皮保護用ネットが対象です。それ以外の付属品やケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）は、対象になりません。
	入浴時に乳房を保護するバスタئمカバーは助成対象になりますか。	対象になりません。日常的に使用する下着が対象になります。
	肌に直接接着して使用する乳頭は対象になりますか。	人工乳房の一種と考えられるため、対象になります。
助成額	購入時にかかった手数料や送料は対象になりますか。	手数料や送料は対象になりません。また、カード等のポイントを利用した場合のポイント分は、対象になりません。

問い合わせ・申請書提出先

京丹後市健康長寿福祉部健康推進課（R8.5.7 市役所峰山庁舎2号館へ移転）

電話：0772-69-0350

E-mail：kenkosuishin@city.kyotango.lg.jp



【京丹後市ホームページ】